

監査委員公表第8号

監査等の結果に基づく措置状況について

監査等の結果に基づく措置状況について、町長等から通知がありましたので、地方自治法第199条第12項の規定により、その内容を次のとおり公表します。

平成30年7月27日

寒川町監査委員 竹井 龍一郎
同 柳下 雅子

1 監査等の結果の報告及び公表日

平成30年6月29日

2 講じた措置の通知日

平成30年7月13日

3 措置状況

監査の種類 財政的援助団体等監査（寒川町健康管理センター指定管理）

監査実施日 平成30年6月26日

監査の対象課等 寒川町健康子ども部健康・スポーツ課

社会福祉法人寒川町社会福祉協議会

NO.	指摘事項等	措置の状況	改善または 検討の目標の年月日
1	（寒川町健康管理センター指定管理者 /社会福祉法人 寒川町社会福祉協議会） 施設の維持管理業務の委託の事務処理で、履行確認で不適切な処理が見受けられ、チェック体制も十分ではなかった。	点検後の履行確認並びにチェック体制の徹底を図る。	平成30年6月28日
2	（健康・スポーツ課） 町が行う寒川町健康管理センターの指定管理業務に関するモニタリング等で、履行確認とチェック体制を適切に行うような指導がなかった。	モニタリングにおいて履行確認を行い、不適切な処理が見受けられた場合、チェック体制を含め適切に行うよう指導する。	速やかに